

答 申 第 3 1 4 号
平成 2 2 年 2 月 4 日

千葉県代表監査委員 袴田 哲也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 0 年 9 月 1 2 日付け監査第 1 5 3 号による下記の諮問について別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 9 7 号

平成 2 0 年 8 月 1 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 0 年 8 月 1 4 日付け監査第 1 0 2 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県監査委員（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年8月14日付け監査第102号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

千葉県監査委員部局では、「鋸南町が同町の国保会計で剰余金の積み立てをしないで黒字を繰越金のままにし、赤字決算を黒字決算に粉飾していたこと」を記載した行政文書を保有しているのに保有していないとしている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成20年7月18日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄を「安房郡鋸南町の国保会計で粉飾決算があったことがわかる一切の書類（国保料や基盤定安負担金の水増し請求に関する書類も含む。）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していない（請求に係る行政文書を作成又は取得していないため）ことを理由として本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

- (1) 異議申立人は、本件請求において、安房郡鋸南町の国民健康保険事業に関する文書の開示を求めているものであるが、千葉県においては、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）が国民健康保険に関する事務を所掌している。
- (2) 実施機関は、保険指導課の事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項により定期監査を毎年度行っており、同課から提出される監査資料は、同課の収入や支出について所定の様式に従い作成した文書であり、当該監査資料の中には対象文書は存在しない。また、

当該監査に関し、実施機関が作成した文書中にも対象文書は存在しない。

- (3) また、鋸南町の国民健康保険事業に関しては、法第242条第1項に基づく請求（以下「住民監査請求」という。）を、本件請求のあった日までに10件受け付けているが、いずれも不適法な請求であるとして却下しており、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中にも対象文書は存在しない。また、当該住民監査請求に関し、実施機関が作成した文書中にも対象文書は存在しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりであり、異議申立人は、平成20年8月16日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

- (1) 実施機関の説明によれば、実施機関が保有する行政文書の中で、本件請求に係る行政文書が存在するとすれば、保険指導課の事務についての定期監査に関する文書又は鋸南町の国民健康保険事業に関しての住民監査請求に係る文書として保有している場合に限られるとのことである。
- (2) 千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号)によれば、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の施行に関する事務は保険指導課が所掌しており、実施機関は、保険指導課の監査を実施しているにすぎないのであるから、実施機関が保有する文書の中で本件請求に係る行政文書が存在する可能性があるものは、保険指導課の事務についての定期監査に関する文書又は鋸南町の国民健康保険事業に関しての住民監査請求に係る文書に限られるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。
- (3) 保険指導課の事務についての定期監査に関する行政文書として、千葉県監査委員職務執行規程(平成11年千葉県監査委員告示第1号)に基づき実施機関が保険指導課から提出を求め取得した行政文書、及び当該定期監査に関して実施機関が作成した行政文書を見分したところ、本件請求に係る行政文書の存在は確認することができなかった。
- (4) また、鋸南町の国民健康保険事業に関しては、平成18年4月以降、国民健康保険法第72条等の規定による調整交付金等の支出に係る住民監査請求が複数なされている。

しかし、これらの住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出の事実等が個別的、具体的に摘示されておらず、住民監査請求の要件を欠くものとして、実施機

関はいずれも請求を却下している。また、提出のあった措置請求書、事実証明書及び証拠中にも本件請求に係る行政文書は存在しないし、当該住民監査請求に関して実施機関が作成した文書中にも本件請求に係る行政文書は存在しないとのことであるため、念のため、実施機関に対し改めて確認を求めたが、その存在を認めることはできなかった。

- (5) したがって、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明を覆すに足りる事情も見出し難く、これを是認せざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有してないことを理由に実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 8. 18	諮問書の受理
20. 9. 26	実施機関の理由説明書受理
22. 2. 19	審議
22. 3. 23	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年3月23日現在)